

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値や企業品質の向上を図る経営上の最重要課題の一つとして捉え、経営の透明性・公平性、経営の効率化・意思決定の迅速性、さらに経営監督機能の充実を目指し、各種施策に取組んでおります。

なお、取締役等の選任・報酬、監査報酬等の項目については、定款等の定めによっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
権田 浩一	747,000	14.72
内外テック社員持株会	334,200	6.58
権田 益美	277,000	5.46
大塚 久子	263,880	5.20
権田 祐実	156,000	3.07
権田 雄大	156,000	3.07
副島 真由美	149,040	2.93
株式会社東京都民銀行	148,000	2.91
SMC株式会社	120,000	2.36
高津伝動精機株式会社	100,000	1.97

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当する事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は会社法第2条第16号に定める社外監査役3名による監査を実施しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っております。

また、現在取締役員数を4名とし、少人数の陣容により迅速な意思決定を可能とする体制としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役及び内部監査責任者は、監査法人の監査への立会いや意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査計画の策定や内部監査室監査の立会いの実施において連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
齋藤 安宣	他の会社の出身者									
浅野 謙一	弁護士				○				○	
松村 俊夫	公認会計士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
齋藤 安宣	——	前職の金融機関における財務等に関する知見と常勤監査役としての豊富な経験から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。
浅野 謙一	独立役員として指定しております。	弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。さらに社外監査役であり、非業務執行会社役員として高い独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員の指定をしております。
松村 俊夫	——	公認会計士であり、会計的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

【取締役会】

当事業年度におきましては、合計18回の取締役会（定時取締役会12回、臨時取締役会6回）を開催しました。齋藤安宣氏は18回の取締役会のうち全てに出席し、浅野謙一氏は18回中17回、松村俊夫氏は18回中17回出席しました。各社外監査役は適宜発言を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しております。

【監査役会】

当事業年度におきましては、合計6回の監査役会を開催しました。齋藤安宣氏、浅野謙一氏及び松村俊夫氏は6回の監査役会のうち全てに出席しました。各社外監査役は、監査役会で定めた分担に従って、年度当初に策定した監査方針・監査実施計画に基づき、取締役の業務執行状況・財産の管理状況・計算書類等について監査を実施しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

経営管理体制の強化や法律の改正等を勘案し、固定型報酬と成果型報酬を組み合わせた役員報酬制度の導入及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う自社株取得報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

- ・取締役報酬限度額：年額150百万円以内（平成7年5月25日定時株主総会決議）
- ・監査役報酬限度額：年額20百万円以内（平成9年6月27日定時株主総会決議）

第49期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）における取締役及び監査役に支払った報酬額

取締役報酬額 40,632千円（うち社外取締役 — 千円）

監査役報酬額 16,080千円（うち社外監査役 16,080千円）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役3名のうち1名は常勤であり、監査役会の開催等によって、常勤監査役から非常勤監査役に対しての情報伝達を行っております。取締役会の開催に際しましては、事前に資料配布及び事前説明を管理部から行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

・取締役会

当社の「取締役会」は、月1回の定例取締役会のほか、随時の臨時取締役会を開催し、法令及び定款や規程に定められた事項についての決定を行っております。なお、取締役会は、取締役4名で構成されており、少人数の陣容により迅速な意思決定を可能とする体制としております。

また、取締役会の決定した基本方針に基づく全般的業務執行方針及び計画、ならびに重要な業務の実施に関し協議する「経営会議」を設置し、統一的かつ機動的な経営戦略の立案、決定や管理体制の充実を図っております。

・監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。提出日現在、当社には3名（内1名は常勤監査役）の監査役がおり、この3名すべてが社外監査役であり、取締役会及び経営会議など重要な会議へ出席し、意思決定のプロセスを監視するとともに経営執行やコンプライアンス及びリスク管理状況等を監査し、経営のチェック機能の充実強化を図っております。

・内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査室が実施しております。内部監査室は内部監査責任者1名の構成となっておりますが、社長の承認により他の部署の者を監査業務に就かせることにより、子会社を含む全部署の監査を実施しております。また監査役監査は、3名の監査役が職務の分担により、年度当初に策定した監査方針・監査実施計画に基づき取締役の業務執行状況・財産の管理状況・計算書類等について監査を実施しております。

監査における相互連携につきましては、監査役が実効的な監査を行うことができる体制を整備しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社では、内的リスク及び外的リスクの発生を未然に防止するために、関係規程の整備を行うとともに、社長直轄の内部監査室並びに「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置しております。内部監査室は、経営組織の整備状況及び業務運営の効率化を検討・評価・報告することにより、経営管理に寄与しております。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項の審議と報告、情報の収集・分析・評価、モニタリング等、ならびに内部通報に関する事項をつかさどり、企業品質や企業価値の向上を目指しております。

なお、当社では職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適切に処理する仕組みとして、コンプライアンス相談制度を設けております。また、コンプライアンスについて正しい知識を付与すること等を目的として、コンプライアンスに係る教育を実施しております。

・会計監査の状況

提出日現在、金融商品取引法の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。当社と同監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	計算書類の作成日程や監査日程を十分勘案し、招集通知の早期発送や集中日を回避した株主総会の設定をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのIR情報にIR資料等を掲載しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部総務グループがIRを担当しております。また、全社でIR活動を推進するためIR委員会を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、環境保全活動を推進しております。また、平成18年6月1日に当社グループの「企業行動憲章」を定めCSR活動の取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR委員会を設置し、ステークホルダーに対する情報発信の取り組みを行っております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「企業行動憲章」・「社員行動指針」・「コンプライアンス規程」・「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに『コンプライアンス・リスクマネジメント委員会』を設置する。役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに取締役及び監査役に報告する体制を整備する。

(2) 『コンプライアンス・リスクマネジメント委員会』は、「社員行動指針」や「コンプライアンス・マニュアル」の遵守状況を把握するとともに指導・教育等を行う。コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容及び対処案を取締役会及び監査役に報告する。

(3) 内部監査室を設置し、法令等の遵守状況を監督する。

(4) 職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適正に処理する仕組みとしてコンプライアンス相談制度を設け、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス相談制度運営要領」に基づき運用を行う。

(5) 反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行わないこと並びに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むことを定め、運用のための社内体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報や文書は、「規程管理規程」、「文書管理規程」、「情報管理規程」等に従い保存及び管理するとともに、それらを閲覧することができる体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制として「リスク管理規程」を制定し、『コンプライアンス・リスクマネジメント委員会』を設置し、経営リスクの把握と管理を行う。

(2) 緊急時には「リスク管理規程」、「経営リスク管理要領」等に基づき、緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるために取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

(2) 年度計画及び中期経営計画に基づいた各部門の目標に対し、それらの執行状況を取締役会及び経営会議に定期的に報告する。

(3) 日常の職務遂行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲が行われ、その責任者が執行手続に則り業務を遂行する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社は「企業行動憲章」・「社員行動指針」・「コンプライアンス・マニュアル」を定める。

(2) 「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当部署を置き、重要事項の事前承認や定期的に資料の提出を求めるなど必要な管理を行う。

(3) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理とグループ会社が認めた場合、また子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに当社取締役及び当社監査役に報告される体制を整備する。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に要請することができるほか、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

(2) 内部監査室は監査役の要請により取締役等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動及び評価等については、監査役の同意を必要とするものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告を行う。なお、監査役から会社情報の提供を求められたときには、遅延なく情報の提供を行うものとする。

(2) 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

8. その他監査役が代表取締役社長並びに監査法人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り監査役の監査が実効的に行われる体制を整備する。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 「反社会的勢力対策要領」の中に、反社会的勢力に対しては、断固たる態度で臨み一切の関係を排除し、警察等と連携して反社会的勢力排除に取り組むことを定めている。

(2) (社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、同会主催の各種研修会等には関連部門の社員を積極的に参加させ対応能力の向上に努めている。

(3) 管理部総務グループを対応部署とし、不当要求防止責任者を明確にし、反社会的勢力に対して対応できる体制を整備している。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当する事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はありません。

